

第12期滋賀県人権施策推進審議会第5回会議 概要

日時：令和7年3月17日（月）10:00～12:00

場所：滋賀県危機管理センター 1階大会議室

1 出席委員（五十音順、敬称略）

大河原佳子、糸島陽子、坂元茂樹、芝滝全弘、杉山佐枝子、中村陸、野村喜代子、日野貴博、本田智見

2 議題

- （1）「人権に関する県民意識調査」次回調査（令和8年度）の方向性等について
- （2）性の多様性に関する啓発等について

3 情報提供

国の「人権教育・啓発に関する基本計画」の見直しの状況について

4 議事

◎開会

◎滋賀県総合企画部理事員（人権・同和担当）あいさつ

◎出席委員の確認

12名中9名出席

（うち2名（杉山委員、日野委員）はWeb会議アプリケーション「Zoom」利用によるオンライン出席）

◎資料の確認

<審議事項>

議題（1）「人権に関する県民意識調査」次回調査（令和8年度）の方向性等について

<資料1-1～1-4に基づき、事務局より説明>

坂元会長

ただ今の事務局からの説明について、ご質問、ご意見等があればお願いしたい。

委員

資料 1－3 の 3 ページの「何もしなかった」と回答した人の割合について、平成 23 年度調査では 59.7%であったものが令和 3 年度調査では 32.3%に減少しているが、どのような取組が有効であったのか。

また、5 ページでは「様々な性のあり方に関する理解や認識が十分でないこと」と回答した人の割合が逆に増えているが、人権教育・啓発等の取組が県民に浸透した結果、「まだ十分でない」という認識の増加につながったのか。

以上の 2 点について、どのように分析しているのか伺いたい。

事務局（人権施策推進課）

1 点目のご質問については、「何もしなかった」と回答した人に対する掘り下げの質問をしていないため、詳細は不明であるが、事務局としては、社会情勢の変化や教育・啓発によって人権に対する意識が徐々に高まってきたことや、またそれに伴って相談窓口についても市町や法務局、様々な関係機関・団体等が設置されている窓口に一定の人がつながることができていることが背景としてあるのではないかと考えている。その一方、どこに相談すればよいか分からないという人も一定数おられると思われるので、引き続き相談窓口や人権侵害を受けた時の対応の周知、人権侵害の加害者にならないための啓発等に力を入れて取り組んでまいりたい。

2 点目のご質問についても、「なぜそう思うのか」という掘り下げの質問をしていないため、推測の域を出ないが、以前は性的マイノリティであることを揶揄するようなことがまかり通っていたが、近年はドラマや小説、漫画、ニュース等で性的マイノリティに関する情報が取り扱われることが増えており、そうした状況がこのような調査結果につながったのではないかと推測している。

会長

3 ページのグラフでは「（参考）法務局、県、市町、警察等の行政機関に相談した」が増加しているし、「職場や学校の相談窓口で相談した」も増えているので、相談窓口の周知が図られているものと考えられる。

性の多様性に関する質問については、「アウティングが行われること」が問題であるという回答の割合 30.8%となっているが、京都の世界人権問題研究センターにおいて、性的マイノリティに関する人権問題についての講演を行ったことがある。

センターには性的マイノリティの人権問題に関する研究グループがあり、京都府と大阪府の教職員を対象とした意識調査を行ったことがあるが、同調査ではトランスジェンダーの学生から自分が性的マイノリティであることを打ち明けられた場合の対応について、「教職員会議等で情報共有した方がよい」という回答が多かった。この結果について研究グループとしては、「それは信頼する教師にのみ打ち明けたのであり、本人としては他の教師には

情報を共有してほしくないと考えていると思われるので、アウティングのおそれがある」という分析を行った。しかし、この分析結果を講演で紹介したところ、参加していた京都府内の教職員の方から「それは少し難しい。生徒指導はチームで対応しているので、担任等の特定の教師だけで対応することはできない」ということであった。

トランスジェンダーの生徒についてはチームとして、守秘義務も含めてどのように対応するのかということを考えることが必要ではないか。新しい問題であるため、私もどのように対応すればよいのか難しいと感じた。

性的マイノリティの問題について熱心に取り組んでこられた東京の中野中学校の校長先生のお話を聞いたことがあるが、「自分も長年教員を務めてきたが、『私はトランスジェンダーです』と打ち明けられたことは一度もない」ということであった。性的マイノリティの人権問題については、やはり新たな問題ということで、皆さん手探りで取り組んでおられるのではないかと。本日はこの後、啓発に関する議題があるが、なかなか機微に触れる問題であり、当事者である子どもはいじめに遭いやすいし、自殺を真剣に考えたことがある割合も一般の人より4倍程度高いと言われており、深刻な問題であることは事実である。このような観点からも、この問題を意識調査の中でどのように取り上げるかということを、我々もよく考える必要がある。

他にご意見、ご質問等はあるか。

委員

社会情勢の変化も踏まえて質問項目を見直すということであるが、私が委員となつてからの5～6年間だけでも、新型コロナやLGBTQ等、様々な人権課題が新たに表れてきた。

そのような状況の中、今よく言われているが、AIによる誤った情報の問題がある。このような問題を人権課題とどのように絡めて啓発していくのか。誤った情報によって人権が侵害されることがあると思われるので、次回の調査ではAIの問題をどう取り扱うのかを考える必要があるのではないかと。

会長

大学の法学部の現役の先生に聞くと、学生がAIを使って存在しない判決文があたかも存在するかのようなレポートを書いていることがあるということである。おそらく、学校現場においても、提出されたレポート等をしっかりチェックしないと、本人が書いたものなのか、それともAIが書いたものなのか分からないことがあるのではないかと。

他方、就職試験の際の履歴書をAIに書いてもらい、企業の求人情報とのマッチングを行うという事業が流行っているとのことである。1件あたりの手数料は500円程度でも、利用者が1万人ともなれば、そのデータを人材を求める企業に販売することができる。このようにAIがビジネスシーンでも活用される状況になってきており、正確な知識がないと理解が難しい問題であるが、ご指摘のとおり、次回の調査では大きな課題の一つになり得るので

はないか。

イスラエルのハラリ氏という有名な歴史学者の著書の中で、「歴史的に見ると、人は正しい情報よりも物語が好きであり、物語によって行動する」ということが書かれている。過去にヨーロッパで行われた「魔女狩り」についても、元々は本の中で書かれていたものであり、何の根拠もないものであったが、それに従って多数の女性が火あぶり等で処刑された。今はネットを使ったフェイクであるが、昔はそれが本で行われていたということである。

民主主義と人権は切っても切れないものであるが、そこから考えても、A I を使った情報操作は真剣に向き合わなければならない問題ではないか。

事務局（人権施策推進課）

貴重なご意見をいただき御礼を申し上げます。

事務局としての明確な答えはないが、インターネット上の人権侵害については、昨年改定した人権施策推進計画においても、課題の一つとして認識しているところである。また、新型コロナウイルス流行時や大規模災害の発生時においては、ネット上に偽情報や誤情報が溢れている状況であり、まずは正しい情報を行政から発信すること、また、情報リテラシーについての教育・啓発を進めていくということが、現実的に可能な取組であると考えている。

なお、ネットを活用して利益を得ているプラットフォーム事業者に関しては、「情報流通プラットフォーム対処法」が今年4月1日から施行され、投稿の削除基準等も示される予定となっている。こうした動向も注視しながら、国に対して必要な法規制等の要望を行ってまいりたいと考えている。

その一方、国においては「A I 新法」として、A I の正しい発展のためには偽情報・誤情報はあってはならないということで、A I を推進するということに軸足に置いた上で規制や制限をしていくという情報もある。こうした状況も踏まえながら、県として必要な対応を行ってまいりたい。

委員

令和3年度調査の調査票に「インターネットにより回答いただく場合、同封の『しがネット受付サービスご利用の手引き』をご覧ください」と書かれているが、そちらの手引きから回答ページにアクセスするという流れであったのか。

事務局（人権施策推進課）

お見込みのとおりである。令和3年度調査では調査票とは別に「しがネット受付サービスご利用の手引き」という案内を同封し、そちらから回答ページにアクセスをしていただいていた。

委員

回答にあたって、何か情報の登録等が必要であったのか。それとも、回答ページのリンク等が記載されており、そこからすぐに回答できる形であったのか。

事務局（人権施策推進課）

案内にはQRコードを記載しており、そこからアクセスいただければすぐに回答できる形をとっていた。

委員

インターネットで回答する場合、調査票を見てさらに別の案内を見るというその一手間が面倒で回答しない人もいたかもしれないので、調査票自体にQRコードを掲載してはどうかと思った。

事務局（人権施策推進課）

ただ今のご意見は大変貴重であると思う。次回の調査ではそのような工夫を行い、なるべく手間のかからない方法で回答できるようにさせていただきたい。

会長

令和3年度調査では、インターネットで回答した割合と郵送で回答した割合がどれぐらいかということは分かっているのか。

事務局（人権施策推進課）

資料1－2に回答数の内訳を記載している。令和3年度調査では有効回答数1,560件のうち、郵送が1,196件、オンラインが364件であった。次回の調査では、このオンライン回答の件数がさらに増加するのではないかと考えている。

会長

滋賀県の回収率が他県よりも高いのは、再依頼を2回行っているということが要因ではないかと考えられ、これはかなり有効な手法であると思われる。他県では予算の都合もあって再依頼は1回しか行わないか、あるいは全く行わないというところもある。滋賀県においては、次回の調査でも再依頼を2回行うということで維持していただきたい。

委員

今の回収率に関するお話について、ハガキによる再依頼を1回目、2回目と行った後、実際に回収率が高まるという効果が表れたのか。

また、対象者は住民基本台帳から抽出するということであるが、18歳以上の人であると、

例えば住民票を置いたまま県外の大学に進学するということも考えられるし、高齢者でも住所は自宅のままであるものの、施設等に入っていたり、認知機能が低下している方もおられると考えられる。このような状況も踏まえ、実際にどの程度まで回収率を高めたいと考えているのか伺いたい。

事務局（人権施策推進課課）

1点目のご質問については、今、手元にデータがないが、1回目の再依頼は元々予定していたものであった。ただ、その時点では回収率が低かったため、2回目の再依頼を実施したところ、資料に記載のと通りの回収率となった。再依頼を何回行えばよいのかということは難しいが、結果的には一定の効果があつたと考えている。

2点目のご質問については、住民票を置いたまま転居している人もいるということとはご指摘のとおりであるが、実際に住民票の住所地に住んでおられることを確認した上で調査票を送ることは難しい。また、調査の性質上、無作為抽出ということが重要であるため、そのような方法で対象者を抽出することはやむを得ないものと考えている。

回収率をどの程度まで高めたいのかということについては、基本的には前回・前々回調査の回収率程度まではと考えているが、統計分析上はこれぐらいの回収率があれば十分であるということを確認している。一方、調査票には自由記述欄があり、そこで「このような啓発をすればよいのではないか」、あるいは「このような啓発は無駄である」等、様々なご意見をいただくこともあるため、50%程度を基準として、なるべく高い回収率にできればと考えている。

委員

次回調査では回収率を50%程度までは高めたいということであるが、コストのことを考えると、例えば1回目の再依頼では回収率が40%程度しかなかった場合、50%に到達するまで再依頼を行うのか。

また、調査自体の周知については、例えばラジオで広報したり、役所でポスターを掲示したりする等、どのような方法を考えているのか。

事務局（人権施策推進課）

1点目のご質問については、ご指摘のとおりコストのことを考える必要があり、再依頼の回数はよく検討する必要があると考えている。前回調査では2回目の再依頼の効果が見られたところであるが、必ずしも2回行うということではなく、1回目の回収率が目標値に到達しない場合に行うということで、2回を上限として予算計上することを考えてまいりたい。

2点目の周知方法については、県広報誌「滋賀プラスワン」への情報掲載等が基本であり、可能であれば各市町の広報誌への掲載もお願いしたいと考えているが、こちらもコストの

問題があり、テレビCMの放送や、ポスターの掲示等は難しい。ただ、報道機関への情報提供は行いたいと考えており、それをもって報道で周知をしていただけるとありがたいと考えている。

委員

今後、この審議会で次回調査の実施に向けた検討をしていくことになり、予算としては令和8年度予算で計上することになると思われるが、調査の実施期間や再依頼を行う時期はどのようなスケジュールで考えているのか。

事務局（人権施策推進課）

前回調査では調査期間を当初は9月22日から10月12日までとしていたが、2回目の再依頼を行ったため、結果的に10月31日まで延長した。年度末に調査結果の集計・分析を行う必要があるため、この前回調査の期間を基本としながら、必要に応じて再依頼等の対応を考えることになると考えている。

会長

ありがとうございました。

それでは、時間の関係もあるので、議題(1)はここまでとし、次の議題に移らせていただく。

議題（2）性の多様性に関する啓発等について

<資料2に基づき、事務局より説明>

会長

ただ今の事務局からの説明について、ご質問、ご意見等はあるか。

委員

窓口で様々な相談に対応しているが、LGBTQの方からの電話相談を何回か受けたことがある。その中で、滋賀県パートナーシップ宣誓制度のことを知らない方がおられ、リーフレットに基づいて詳しい説明をしたところ、相談者は大変安心され、「これから二人で将来のことを考えてみます」ということで、少し明るい口調で相談を終えられた。このような事例を踏まえると、まずは様々な窓口でリーフレットを設置していただくことが大事ではないか。ただ、自分でリーフレットを取りに行くことはなかなか難しいとも考えられるため、イベントの会場や窓口にさりげなくリーフレットを置いていただけると、注目されない形

で持っていくことができると思われる。

また、窓口においては、このような制度をしっかりと理解し、説明できるようにする必要があるのではないかと思った。

事務局（人権施策推進課）

ご指摘のとおり、当事者にはそのことを内緒にされている方もおられるため、リーフレットをどんどん配っていくというものではないが、当事者以外の方への理解増進も含めて、さりげない形で目にしてもらえそうな方法を考えてまいりたい。

また、相談窓口に関しては、「滋賀県人権相談ネットワーク協議会」を立ち上げており、県内の様々な相談機関の関係者を集めた会議を年に数回開催している。そうした場でも制度について説明し、それぞれの窓口に問合せがあればご対応いただけるようにしてまいりたい。

委員

リーフレットの配布先について、企業で組織する団体や医療機関で組織する団体等に制度の説明をされたということであるが、滋賀県社会福祉士会では毎月発行される会の広報誌とともに、様々な制度等の案内が会員に送られている。会員はそれを見て情報を入手し、日々の相談業務に役立てているので、この「医療機関で組織する団体」等と同様、福祉関係者の団体にも制度の周知をされるとよいのではないか。

事務局（人権施策推進課）

福祉関係団体も人権や地域に密接に関わっていただいていると思われるので、我々としても様々な団体等に説明をさせていただきたいと考えているが、具体的にどの団体にご説明に伺うことができるのかが中々分からなかった。ただ今のご意見を参考にしながら、福祉関係団体にも働きかけてまいりたい。

委員

大学生の意見を反映したパネルの作成は大変よい取組であり、小中学生にも広げていけるとよいと思う。

その中で伺いたいのであるが、小中学生の「人権ポスター」コンクールのようなものがよく市町で行われていると思うが、県レベルで性の多様性に特化したコンクール等を行う考えはあるのか。少し調べると、長浜市では「男女共同参画部門」の作品募集が行われているようなので、同じような取組があってもよいのではないかと思った。

また、性の多様性に関しては、道徳や総合学習の時間等、学校現場で様々な学習が行われていると思われるが、県として把握している中で、モデル的な学習事例が何かあるのか伺いたい。

事務局（人権教育課）

1 点目のご質問については、県の教育委員会としては性の多様性に特化したポスターコンクール等は実施していない。他の機関の取組になるが、法務局では人権作文コンテストを実施されているし、子ども・若者部では「子ども県議会」を開催されており、そちらでは昨年、子どもたちが自分の学校の中で性の多様性に関する知識を広げるための取組について質問されていたので、何らかの形でそのような取組が実施できるかどうか、今後検討してまいりたい。

2 点目の学校現場でのモデル的な学習事例については、近年、保健体育や道徳、また家庭科等の教科書で性の多様性に関して触れられている事例が増えてきていると認識しており、またそのことによって学校で学ぶ機会が増えているとも聞いているが、モデル的な学習の展開までは把握できていないのが実情である。当課でも市町教育委員会や県立学校への訪問等で聴き取りを行っているので、そうした中で優れた取組があれば、機会を見つけて県域に広げてまいりたい。

委員

最終的には教員にしか実施できなかったが、大学生に当事者の話を聞いてもらう講演会の実施を計画したことがある。その経験からすると、県のホームページに宣誓者のメッセージを掲載するというのは、大変よい取組である。当事者の気持ちを県民の方に知ってもらうということを大事にして広めていくということが、啓発の第一歩なのではないか。

学校現場では一括した教育の時間が設けやすいので、当事者に直接話をしてもらう機会でなくとも、小中高生のそれぞれに合わせた内容で、このようなメッセージについて考える時間を持つことがとても大事ではないかと思った。

事務局（人権施策推進課）

今、ご指摘のあったとおり、まずは知っていただく機会や時間を設けることが大変重要であると考えている。先程の議題(1)でも説明したとおり、意識調査で「様々な性の在り方に関する理解や認識が十分でないこと」が問題であるという回答が増えているのは、今まで見えなかったことが最近ようやく見えるようになってきたということではないかと思われるので、まずは知っていただき、そこから考えていただけるような啓発等の実施に取り組んでまいりたい。

委員

宣誓の件数が12件ということであるが、これは県に宣誓された件数だけなのか、それとも市町に宣誓された件数も合わせたものなのか。

また、制度を導入していない6市町への働きかけはどのような状況なのか。

さらに、前回の会議でパートナーシップ宣誓制度の多言語版での案内について質問したところ、滋賀県国際協会が発行している情報紙「みみタロウ」に情報を掲載するということがあったため、内容を確認させてもらったが、文字ばかりで非常に見にくかった。どの言語でというものでもないが、リーフレット等に多言語で書かれている内容が少しはあってもよいのではないかと。表題だけでも自分たちの言語で書かれていれば、「自分たちがここにいることが認められている」と感じてもらえると思うので、そのような工夫が必要ではないかと思った。

後は啓発の一つの方法として、今はSNSでショート動画が「リール」としてどんどん上がってくるが、おそらく滋賀県内在住と思われる方で、「私の旦那は元女子」というタイトルで動画を上げている方がおられる。動画を見るとすごく幸せそうにされているので、そのようなものの活用も考えられるのではないかと。

事務局（人権施策推進課）

1点目のご質問については、この12件は県に対する宣誓の件数である。市町での件数については、市町の担当国会議で報告いただいているが、それは市町の制度に基づく宣誓の件数なので、県ホームページには県に対する宣誓件数のみを掲載している。

2点目の制度未導入市町への働きかけについては、同じく市町の担当国会議で行っている。導入済み市町のみを集まってもらい、企業への働きかけ等について話し合うこともできるが、未導入を含む全市町に集まってもらうことで、「自分たちの市町でも何か取り組まなければならない」と思ってもらえる。また、未導入の市町から県の制度を利用している市に対して、市内部での手続きをどのように進めていったのかという質問がされたこともあるので、このような形で全市町に取組が広がっていくとよいと考えている。

3点目の多言語での案内については、「みみタロウ」は確かに文字ばかりになってしまっていた。リーフレットも多言語で作成できるとよいが、予算の関係もあるため、課内で相談しながら対応を検討してまいりたい。

4点目のショート動画については、我々もそうしたもののから学ばせてもらいたいと思うし、公的機関としてどのように活用していけるのかということを考えてまいりたい。

会長

ありがとうございました。それでは、時間もあるので審議はここまでにさせていただきます。

事務局においては、本日いただいたご意見等を踏まえ、「人権に関する県民意識調査」の次回調査の実施に向けた検討や、性の多様性に関する啓発等を進めていただくようお願いする。

続いて、本日は「国の『人権教育・啓発に関する基本計画』の見直しの状況について」として、事務局から情報提供があるということなので、説明をお願いする。

<情報提供>

国の「人権教育・啓発基本計画」の見直しの状況について

<資料３－１～３－４および参考資料に基づき、事務局より説明>

会長

ただ今の説明について、特段のご質問等はあるか。

委員

資料３－１について、従来から使用されている法整備等の流れに関する資料であると思うが、これを見るとあたかも「同和対策＝人権施策」というようにも見えてしまう。法整備等の流れとしては正しいと思われるが、今は様々な人権課題に関する施策を進めているということがもう少し分かるよう、書き方を工夫していただけるとありがたい。

事務局（人権施策推進課）

この資料には国と滋賀県の法整備等の流れのみを記載しているが、本来はさらに右側に世界の流れに関する部分があり、そこには人権に関する様々な条約や国連の計画等、国際的な人権の潮流についても記載されている。それらも一体的に見ていただくと、国内の流れと世界の流れの両面から国や県の人権施策が進められていることがわかりいただけたと思うので、以後、資料の書き方に注意させていただく。

会長

ありがとうございました。

それでは、本日の議事はこれで終了し、事務局に進行を引き継がせていただく。

（以上）